

## 【高度外国人材の扶養を受ける配偶者又は子】 在留資格認定証明書交付申請

高度外国人材の扶養を受ける配偶者又は子は、本邦への入国・在留が認められます。

あらかじめ定める活動として、高度外国人材の扶養を受ける配偶者又は子としての行う日常的な活動が指定されます。

高度外国人材の配偶者又は子については、高度外国人材と共に入国する場合と同様に所定の要件を満たした上で、高度外国人材本人が先に入国したのち、本国から呼び寄せることが可能です。

### ○ 要件(次のいずれにも該当することが必要です。)

- 1 高度外国人材の扶養を受けるものであること。
- 2 当該外国人の配偶者又は子であること。  
(注1) 「配偶者」及び「子」の解釈は、現行の在留資格「家族滞在」と同様です。したがって、「配偶者」には事実婚の相手(内縁配偶者)や同性婚(外国で正式に認められているか否かは問わない。)の相手方は含まれず、他方、「子」には養子も含まれます。  
(注2) 「日常的な活動」の解釈は、現行の在留資格「家族滞在」と同様です。したがって、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動(就労活動)は含まれませんが、資格外活動許可を受ければ、その許可の範囲内で就労することが可能です。資格外活動許可の取扱いについては、在留資格「家族滞在」で在留する者と同様の取扱い(週28時間以内の包括的許可(風俗営業等を除く。))となります。

### ○ 提出書類

- ※ 申請人とは、日本への入国・在留を希望している外国人の方のことです(以下同じ。)
- ※ 日本で発行される証明書は全て、発行日から3か月以内のものを提出してください。

- 1 [在留資格認定証明書交付申請書](#) (「11 家族滞在」の様式) 1通  
※ 地方出入国在留管理官署において、用紙を用意しております。また、出入国在留管理庁のホームページから取得することもできます。
- 2 写真(縦4cm×横3cm) 1葉  
※ 申請前6か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。  
※ 写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付して下さい。
- 3 返信用封筒(定形封筒に宛先を明記の上、404円分の切手(簡易書留用)を貼付したもの) 1通
- 4 次のいずれかで、扶養者である高度外国人材との身分関係を証する文書  
(1) 戸籍謄本

- (2) 婚姻届出受理証明書
- (3) 結婚証明書(写し)
- (4) 出生証明書(写し)
- (5) 上記(1)～(4)までに準ずる文書
- 5 扶養者である高度外国人材の在留カード又はパスポートの写し 1通
- 6 扶養者である高度外国人材の職業及び収入を証する文書 1通

このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。

### ○ 留意事項

- 1 申請の際には、身分を証する文書(会社の身分証明書等)をご提示いただきます。  
これは、代理人、申請取次者又は法定代理人が申請を提出する場合において、申請を提出することができるかどうかを確認させていただくために必要となるものです。
- 2 在留資格認定証明書に関する手続等の案内については、出入国在留管理庁ホームページの[「在留資格認定証明書交付申請」](#)をご覧ください。
- 3 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文(日本語)を添付して下さい。
- 4 原則として、提出された資料は返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。